

参 考

○代表説明資料

- ため池等整備事業 p.1～
- 河川事業 p.9～

ため池等整備事業

(洪水調節機能強化型)

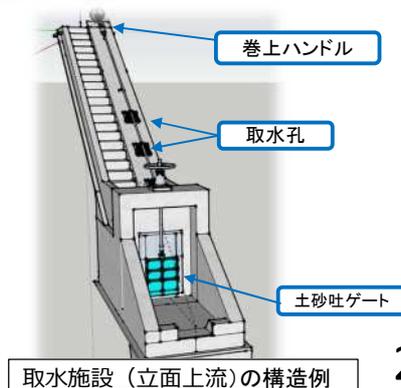
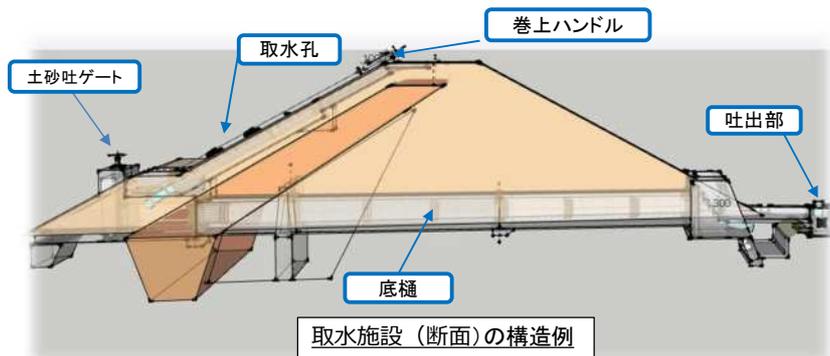
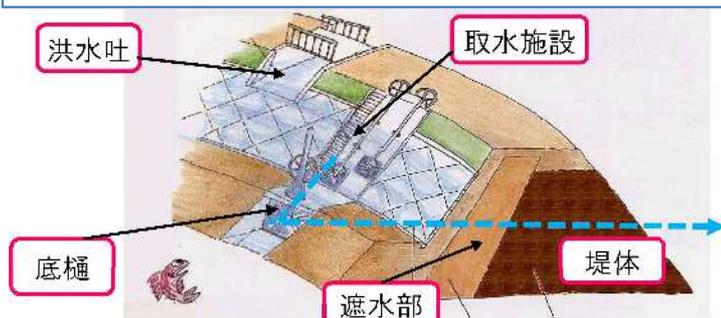
農林水産部 農山村課

1

ため池等整備事業

ため池とは、農業用水を確保するために水を貯え、取水ができるよう、人工的に造成された池。

水を貯める「堤体」、洪水を安全に流下させるための「洪水吐」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成される。



2

ため池等整備事業における洪水調節機能強化型の位置づけ

ため池等整備事業(一般整備型、地震・豪雨対策型)

【目的】老朽化や耐震性能不足等が確認された農業用ため池において、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池の決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。

【事業内容】堤体工、取水施設工、洪水吐工、耐震対策工

施工例

堤体工



洪水吐工



洪水調節機能強化型

【目的】緊急放流施設等を整備することにより、洪水調節機能を強化し、ため池下流の浸水被害の軽減を図る。

【事業内容】堤体工、取水施設工、洪水吐工、**緊急放流施設工**

【施工例】 緊急放流施設工



3

○事業概要

事業地区 ^{みやうら} 宮浦地区 (大町町)

事業期間 令和8～12年度 (5箇年)

総事業費 217百万円

○事業の目的

大町町は、令和元年及び令和3年の豪雨により、町内の平野部で甚大な浸水被害が発生した。そのため、上流にある農業用ため池を改修し、洪水調節機能を付与することで下流域の浸水被害軽減を図る。

○事業位置図

施工箇所: 大町町役場から北東に約0.5km付近



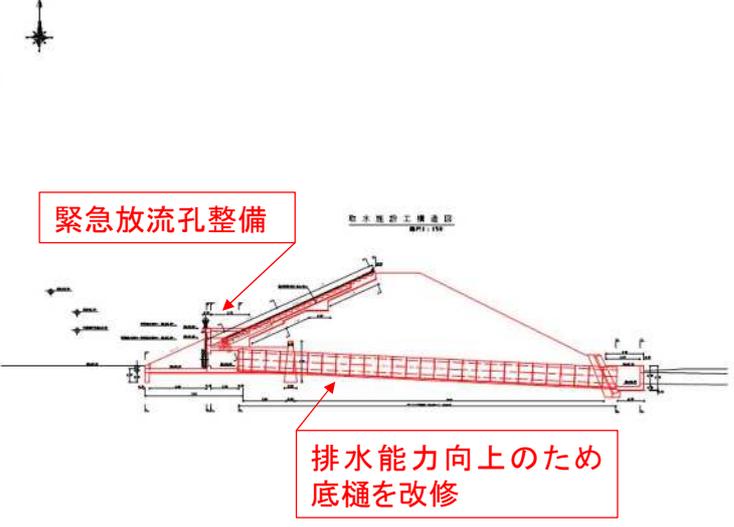
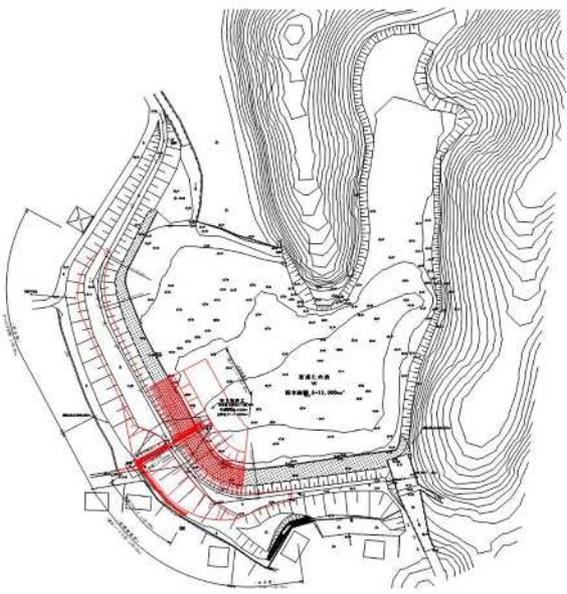
5

○整備内容

整備内容: ため池改修 (堤体工L=60m、取水施設工N=1箇所、法面保護工A=570㎡)
 取水施設に緊急放流孔を整備し、排水能力を向上させ、洪水調節機能を強化する。

平面図

断面図



○状況写真

ため池全景



取水施設劣化状況



令和3年浸水状況（集落内）

令和3年浸水状況



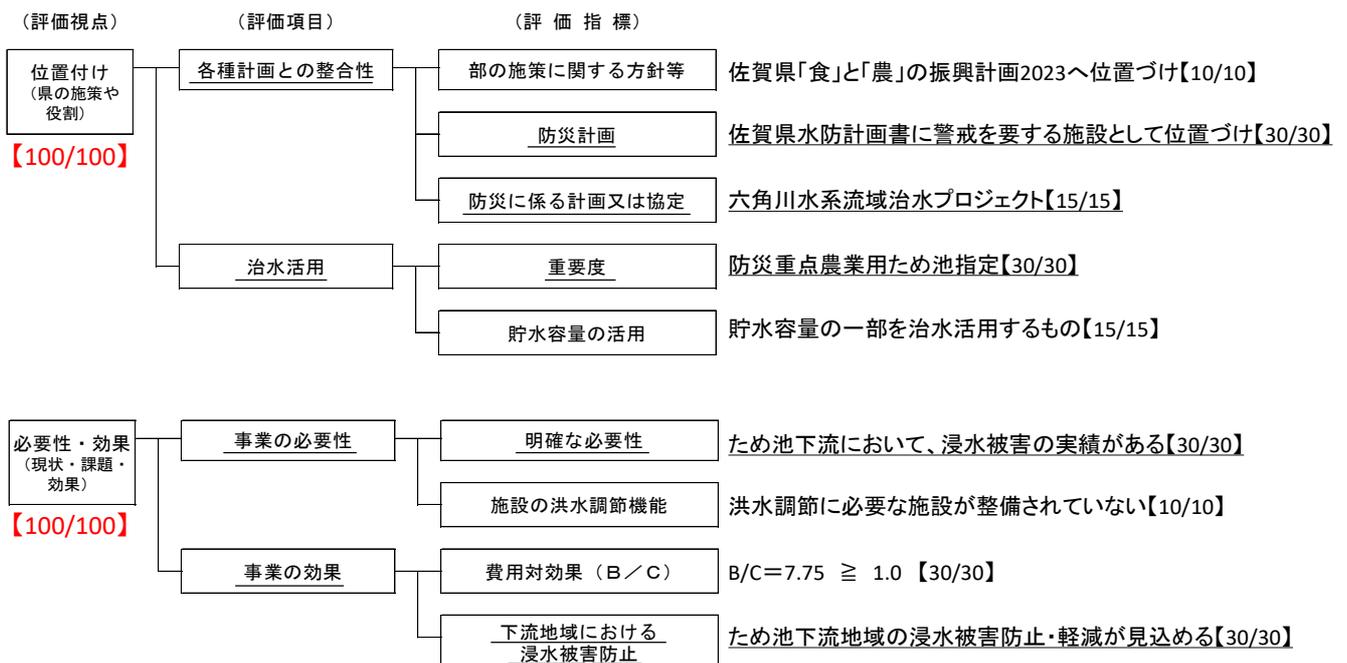
底樋状況



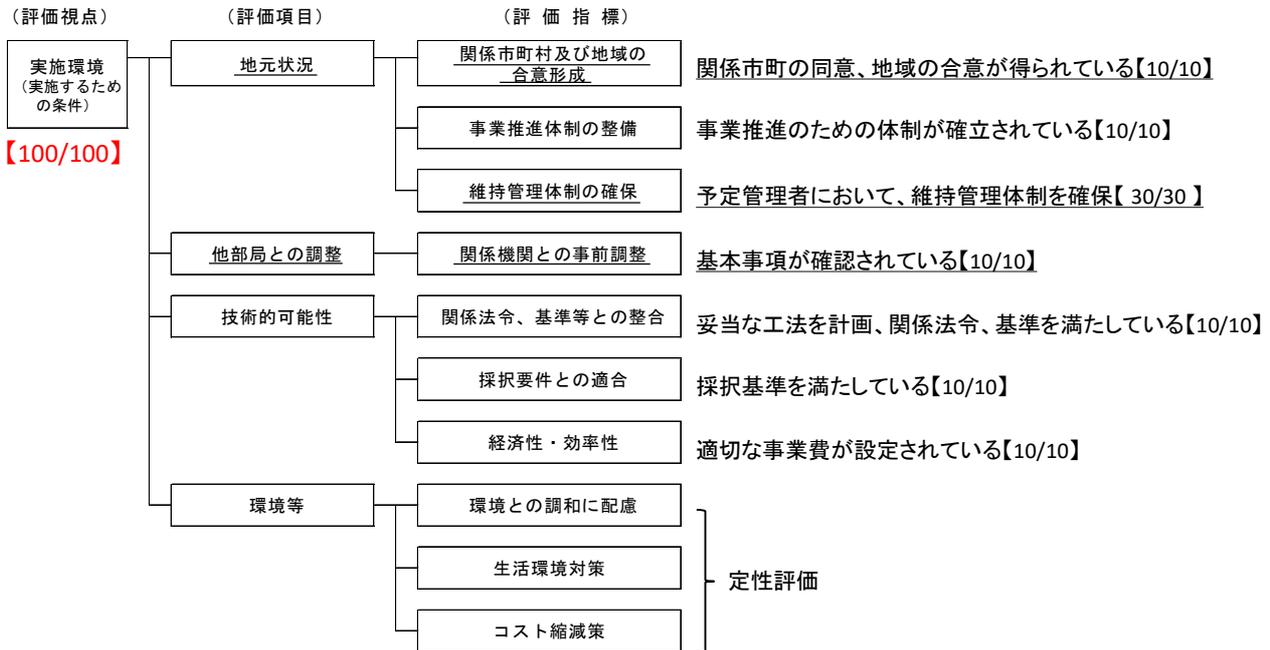
管径 800mm→900mmに変更

7

○新規マニュアル評価に基づく評価内容



○新規マニュアル評価に基づく評価内容



9

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(1)位置づけ

○部の施策に関する方針当

佐賀県「食」と「農」の振興計画2023へ位置づけ……………【10/10】

○防災計画

佐賀県水防計画書に警戒を要する施設として位置づけ……………【30/30】

○防災に係る計画又は協定

六角川水系流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの
……………【15/15】

○重要度

防災重点農業用ため池に指定されている……………【30/30】

○貯水容量の活用

農業用に利用しているため池において、貯水容量の一部を治水活用する
……………【15/15】

 **(A)【100/100】**

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果

○明確な必要性

ため池の下流域において、一般家屋等の浸水被害実績がある・・・【30/30】

○施設の洪水調節機能

洪水調節に必要な施設が整備されていない……………【10/10】

○費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C):7.75 ……………【30/30】

○下流地域における浸水被害防止

ため池下流地域の一般家屋・農用地等の浸水被害防止・軽減が見込める
……………【30/30】

 (A)【100/100】

11

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

県営ため池等整備事業のB/Cの考え方

○総費用総便益比＝総便益(B)÷総費用(C)

※総便益と総費用については、当該事業の事業期間5年＋40年で算定

○総便益(B):事業によりもたらされる総便益額

(内訳)維持管理費節減効果＋災害防止効果

○総費用(C):事業に要する総費用

(内訳)当該事業費＋評価期間における再整備費－評価期間終了時点の資産価額

総便益(B):1,530,934千円

総費用(C):197,430千円

費用対効果:1,530,934÷197,430=7.75

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3) 実施環境

○関係市町及び地域の合意形成

関係市町村の同意が得られ、地域での話し合いにより合意が得られている。

…【20/20】

○事業推進体制の整備

事業推進のための体制が確立されている。……………【10/10】

○維持管理体制の確保

予定管理者において、低水位操作を含むため池の維持管理のための体制が確保されている。

…【30/30】

○関係機関との事前調整

施設所有者、施設管理者、利水者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。

…【10/10】

13

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○関係法令、基準等との整合

工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している…【10/10】

○採択要件との適合

事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している…【10/10】

○経済性・効率性

事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている…【10/10】

 (A)【100/100】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

評価基準

◆**評価視点**毎の合計点によりA～Cに区分

	位置付け	必要性・効果	実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60～80点未満	60～80点未満	60～80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

判断基準

◆**評価視点**毎の評価結果(A～C)を組み合わせてランク付け

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA、AAB
II	事業を実施	ABB、BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC

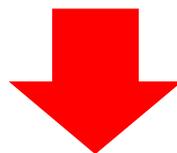
15

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

(3)実施環境 … (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施

河川整備交付金事業

(広域河川改修事業)

河川砂防課

1

○事業概要

事業地区	一級河川嘉瀬川 (佐賀市大和町、富士町)
事業期間	令和8～27年度
総事業費	8,500百万円

○事業の目的

嘉瀬川は、その源を佐賀県佐賀市三瀬村の脊振山系に発し、神水川、天河川、名尾川等の支川を合わせながら山間部を南流し、途中多布施川を分派し、さらに下流で祇園川を合わせて佐賀平野を貫流し、有明海に注ぐ一級河川である。

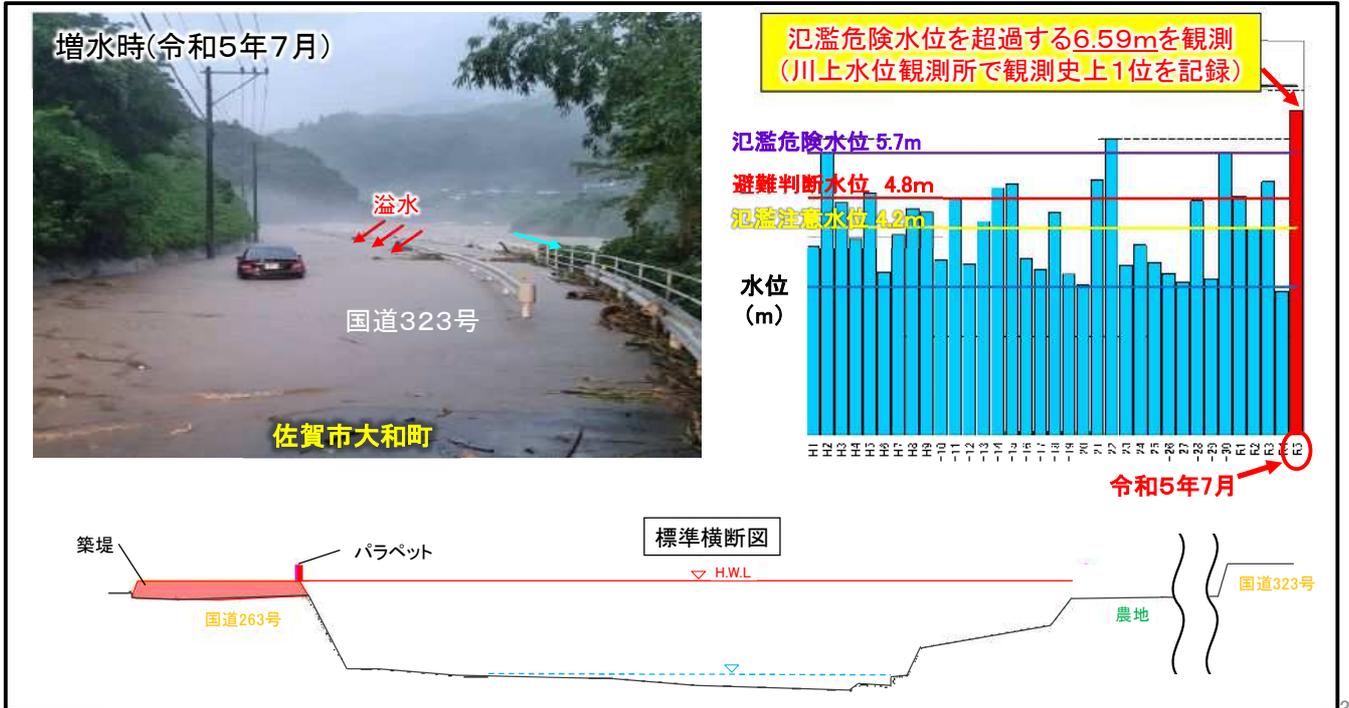
嘉瀬川では、近年においても、令和元年8月、令和3年8月、令和5年7月など、浸水被害が頻発している。

これらの浸水被害を踏まえ、令和7年度中に国と県で嘉瀬川水系河川整備計画の変更を予定しており、令和8年度以降、策定した計画に基づき、河川改修を行うことで、浸水被害の軽減を図る。

2

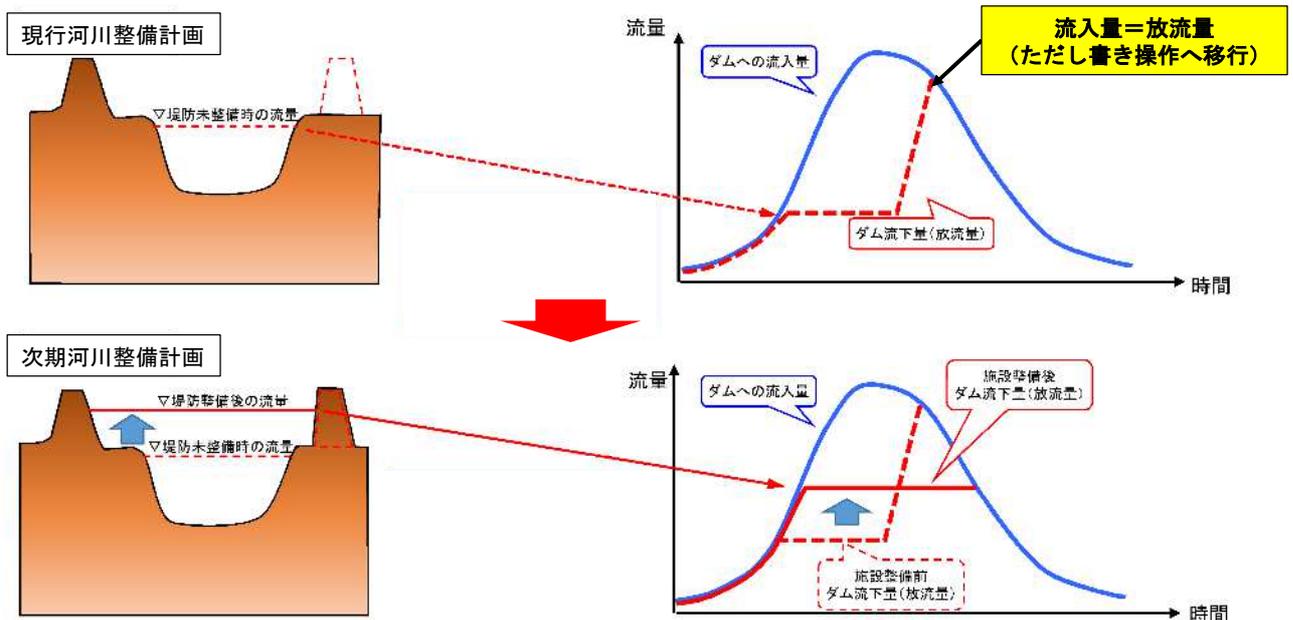
○現地状況(大雨時)

近年においても、令和元年8月、令和5年7月に家屋等の浸水、道路の通行止めが発生
令和7年度中に国と県で嘉瀬川水系河川整備計画を変更し、県管理区間の河川改修を予定



○事業効果

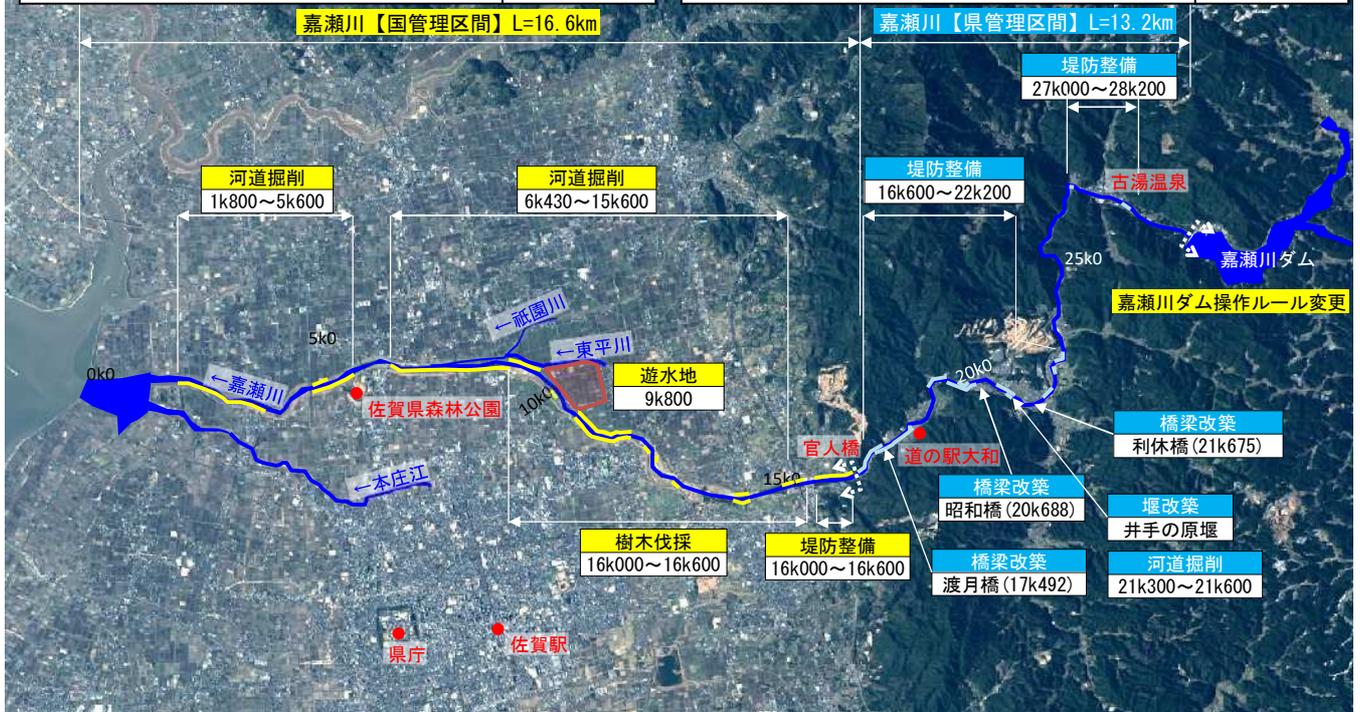
- 変更整備計画規模での国管理区間整備とあわせて県管理区間の整備を行うことで嘉瀬川ダム の 暫定操作から方針操作への移行が可能
- 人口・資産が集中している佐賀市中心市街地等の浸水被害に対する地域の安全性が向上



嘉瀬川ダム本来の洪水調節機能が活用が可能

○嘉瀬川水系の事業メニュー（国、県）

国 整備内容	事業費	佐賀県 整備内容	事業費
整備区間L=16.6km≪0k000～16k600≫ 河道掘削、樹木伐採、遊水池 等	約200億円	整備区間L=13.2km≪16k600～29k800≫ 堤防整備L=3,450m、河道掘削V=12,500m ³ 、 橋梁改築N=3橋、堰改築N=1基 等	約85億円



○県の事業概要（位置図）



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)
事業名 河川整備交付金事業(広域河川改修事業)

(1)位置づけ

○整備・事業計画等

県土整備部の基本方針(治水対策の推進)に位置付け …… 【10/10】

○整備・事業計画等

嘉瀬川水系河川整備計画の変更中
(川づくり委員会を開催済(令和7年10月)) …… 【30/50】

○被災履歴

浸水被害回数が2回以上(12回) …… 【20/20】

○被災履歴

浸水家屋3,393戸の浸水被害(R1.8) …… 【20/20】

 (A)【80/100】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果

○事業の効果

費用対効果(B/C)は19.5 …… 【60/60】

○構造上の課題

堤防の危険度:堤防天端高と背後地盤高の差が0m未満 …… 【0/20】

○公共施設等

被害想定区域内に福祉又は公共施設が3施設以上 …… 【20/20】

 (A)【80/100】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

※河川改修事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 治水施設整備によりもたらされる被害軽減額 **325, 286百万円**

- ・一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、農漁家資産)
- ・農作物被害
- ・公共土木施設等災害被害
- ・事業所の営業停止被害、応急対策被害等
- ・残存価値

○総費用(C): 治水施設の整備及び維持管理(事業完了後50年間)に要する費用 **16, 714百万円**

○費用便益費: 総便益(B) / 総費用(C) **$325, 286 / 16, 714 \approx 19.5$**

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3) 実施環境

○地元状況: 周辺住民の合意

佐賀地区建設関係合同期成会からの治水事業促進に関する提案書が提出されている。

..... **【40/60】**

○地元状況: 市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況

佐賀市の排水対策に関する佐賀市の計画があり、かつ、嘉瀬川水系の河川協力団体に指定されている嘉瀬川交流軸による積極的な河川愛護活動等の取組みがある。

..... **【40/40】**

 **(A)【80/100】**

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ …… (A)

(2)必要性・効果 …… (A)

(3)実施環境 …… (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施